

## 苫小牧市監査基準

### 目次

- 第1章 総則(第1条―第3条)
- 第2章 一般基準(第4条―第8条)
- 第3章 実施基準(第9条―第14条)
- 第4章 報告基準(第15条―第18条)
- 第5章 雑則(第19条―第20条)

### 附則

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

第1条 この監査基準(以下「基準」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第198条の4第1項の規定に基づき、法、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。)及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。)の規定により監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の基本原則を定めるものとする。

##### (監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令への適合及び正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施が確保されることにより、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠に基づき監査等の結果を形成し、その結果に関する報告等を議会、市長又は関係のある委員会若しくは委員(法第138条の4第1項に規定する委員会又は委員をいう。以下同じ)に提出するものとする。

##### (定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監査等 次号から第7号までに掲げる監査、検査及び審査をいう。
- (2) 財務監査 法第199条第1項及び同条第4項又は第5項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、並びにその組織及び運営の合理化の取組の下で行われているかを定期的に又は随時に監査するものをいう。
- (3) 行政監査 法第199条第2項の規定により、事務の執行が法令に適合

し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、並びにその組織及び運営の合理化の取組の下で行われているかを監査するものをいう。

- (4) 財政援助団体等監査 法第199条第7項の規定により、補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査するものをいう。
- (5) 例月現金出納検査 法第235条の2第1項の規定により、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査するものをいう。
- (6) 決算審査 法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定により、決算及び関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するものをいう。
- (7) 基金運用状況審査 法第241条第5項の規定により、基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査するものをいう。
- (8) 健全化判断比率等審査 健全化法第3条第1項又は第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを審査するものをいう。

## 第2章 一般基準

### (倫理規範)

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持するとともに、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払って誠実にその職務を遂行するものとする。

### (専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持するよう努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「職員」という。）に対し、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関する自らの専門能力の向上及び知識の蓄積を図るよう努めさせるものとする。

### (監査等の質の管理)

第6条 監査委員は、この基準にのっとり監査等を行うことにより、その職務を遂行するに当たって求められる監査等の質を確保するものとする。

- 2 監査委員は、前項の監査等の質を確保するため、職員に対し、適切に指揮

及び監督を行うものとする。

(監査調書等の作成及び保存)

第7条 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存しなければならない。

(指摘及び指導)

第8条 監査等の実施に当たっては、違法又は不当な事項について必要な指摘をするほか、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するものとする。

### 第3章 実施基準

(監査等の実施)

第9条 監査等は、監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容、生じる可能性、影響等（以下「リスクの内容等」という。）を評価し、リスクが高い対象に重点化して、効率的かつ効果的に実施するものとする。

2 前項に規定するリスクの内容等の評価は、内部統制の整備状況及び運用状況を踏まえ行うものとする。

(監査計画)

第10条 監査等は、監査等の年間計画（以下「年間計画」という。）及び監査等の種類ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）（以下これらを「監査計画」という。）に基づき実施するものとする。

2 年間計画は、リスクの内容等、過去の監査等の結果及びその措置状況、監査資源（監査等に割り振る人員、時間等をいう。）等を総合的に勘案し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 実施する監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の実施予定時期
- (3) 監査等の実施体制
- (4) その他監査等の実施に係る重要事項

3 実施計画は、必要に応じ、監査等の対象に係るリスクの内容等を検討し、リスクの生じる可能性、影響等に応じて次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程

- (6) 監査等の担当者及び事務分担
  - (7) その他監査等の実施に関し必要と認める事項
- 4 年間計画若しくは実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じ、これらの計画を変更するものとする。

(合理的な基礎の形成)

第11条 監査等の実施に当たっては、十分かつ適切な監査等の証拠を入手することにより、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査等の実施手続)

第12条 前条の監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、有効性、効率性、経済性、合規性等を考慮して監査等の手続を選択するものとする。

- 2 監査等は、試査（監査等の対象となっている事項について、当該対象のうち合理的に決定した一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を確定する手続をいう。以下同じ。）により行うものとする。ただし、試査によって異常を発見した場合において必要があると認めるときは、当該試査の範囲を拡大し、又は精査（監査等の対象となっている事項について、当該対象の全部を精密に調査し、その正否又は適否を確定する手続をいう。）により行うものとする。
- 3 実施すべき監査等の手続は、照合、実査、立会、確認等の手法から、得られる証拠力及びその容易性を勘案し、最も合理的かつ効果的なものとなるように選択するものとする。
- 4 監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、監査等の手続を追加して必要な証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の連携)

第13条 市の事務及び事業を横断的かつ多角的に検証するため、各種の監査等は、相互に有機的に連携させて行わなければならない。

(監査等の講評)

第14条 監査等に基づく講評は、原則として監査等の結果に関する報告の決定の前に、監査等の対象とした組織の長に対して行い、当該組織の長からこれに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

#### 第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出)

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に

関する報告（以下「監査の結果に関する報告」という。）については、議会及び市長並びに関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出し、又は監査の結果に関する報告のうち特に措置を講じる必要があると認める事項について勧告することができる。
- 3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告にあつては議会及び市長に、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査の意見にあつては市長に提出するものとする。

（監査等の結果に関する報告等の記載事項）

第16条 前条の監査等の結果に関する報告等の書面には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
  - (2) 監査等の種類
  - (3) 監査等の対象
  - (4) 監査等の着眼点
  - (5) 監査等の実施内容
  - (6) 監査等の結果
  - (7) その他必要と認める事項
- 2 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査等を行った場合において、重要な点に次の各号に掲げる監査等の区分に応じ当該各号に定める事項が認められるときは、同項第6号の監査等の結果（以下「監査等の結果」という。）にその旨を記載するものとする。
- (1) 財務監査及び行政監査 監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化の取組の下で行われていること。
  - (2) 財政援助団体等監査 監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
  - (3) 例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
  - (4) 決算審査 決算及び関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
  - (5) 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
  - (6) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

3 監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の区分に応じ、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨を記載するものとする。

4 監査等の結果に是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じ、監査等の実施過程で明らかになった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(監査委員の合議)

第17条 次に掲げる事項について決定する場合は、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告、監査の結果に関する報告に添える意見又は監査の結果に関する報告に係る勧告

(2) 決算審査に係る意見

(3) 基金運用状況審査に係る意見

(4) 健全化判断比率等審査に係る意見

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長並びに関係のある委員会又は委員に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(公表等)

第18条 監査委員は、前条第1項各号に掲げる事項の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者又は監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、監査の結果に関する報告の提出を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置状況の報告を求めよう努めるものとする。

#### 第5章 雑則

(監査等以外の行為)

第19条 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）は、当該法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み実施するものとする。

(雑則)

第20条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

#### 附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。